

外国人を雇用する際の注意点

Q&A

Q:当社は居酒屋を経営しています。最近では学生のアルバイトが思うように採用できないことから、外国人を雇おうかと思っています。何か注意する点はあるのでしょうか？

A:まず、外国人を雇用する場合、ビザやパスポートを確認しましょう。日本で働くには就労ビザが必要です。「就労ビザを持っていない」「就労ビザの期限が切れている」という場合、不法就労となります。そして、これを知りながら働かせると会社に刑事罰(3年以上の懲役もしくは禁固、または、300万円以下の罰金)が下ります。留学ビザで来日している場合、働くことは可能ですが、労働時間の制限(1週間につき、28時間以内)があります。

また、外国人労働者にも労働基準法が適用されます。給料、残業手当、労働時間、休日、休憩など、日本人と同じにしなければなりません。労災保険についても同様です。

そして、外国人を雇用する際、雇用状況と採用・離職についてハローワークへの届け出が義務となっています。届け出を怠ったり、虚偽の届け出をすると30万円以下の罰金となります。

外国人の雇用はさまざまなフォローが必要です。習慣、宗教、文化、考え方の違いによるトラブルは想定しておいてください。日常生活に関する指導や相談も実施する覚悟が求められるでしょう。